

○6番（櫻井 茂君） 6番、櫻井 茂です。通告いたしました3つの質問ですが、一問一答で質問させていただきます。

まず、1つ目の質問をいたします。霞台ごみ処理施設に社会福祉施設が直接搬入する減免対象ごみにつきまして、市指定ごみ袋使用とするという制度に変更したと4月初旬に生活環境課が社会福祉施設に電話連絡をしました。この変更は令和2年6月16日開催の霞台構成市町作業部会、課長級以下の職員による作業部会ですけれども、こちらで決定したと市職員から説明を受けましたけれども、霞台に確認しますと制度変更はないという答弁を私は受けております。市民サービスに大きな影響を与えかねない事案でありますので、事実経過と対応についてお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、1点目です。生活環境課の対応につきましてお伺いをしてまいります。

行政が制度変更を行う場合、サービスを受ける市民や事業者に対して事前に説明を行い、一定の理解をいただくことが必要です。通常は市の広報紙掲載や文書による通知など、後々誤解が生じないようにその説明責任を果たしているはずであります。今回は減免ごみの取扱変更については令和3年度がスタートしてから文書ではなく電話で社会福祉施設に通告をしていますけれども、その理由をお伺いいたします。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） 減免ごみの取扱変更につきまして、文書ではなく電話で通告した理由についてご答弁申し上げます。昨年作業部会で協議した処理手数料免除に該当する施設の指定ごみ袋に関し、運用上決定には至らなかったにもかかわらず決定したと思い込み、減免申請書の案内文書発出の後、取り急ぎ電話で連絡を差し上げたところでございます。

いずれにしましても、市側から依頼する内容を文書ではなく電話で済ませたことは文書主義を掲げる市としてあってはならないこととございます。大変申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないように、適切な事務遂行に尽力をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 今、部長から答弁をいただきましたけれども、私はこのような答弁がされるとは思っておりませんでした。4月9日から一般質問の通告までの2か月間、さらには通告後の担当課との意見交換におきましても思い込んでいたという回答は受けておりません。2日前の金曜夕方まで、通告の文章に書いてあるとおり作業部会で決定したと担当管理職職員は断言しておりました。その断言に基づきまして私自身質問構成を考え、毎晩遅くまで発言原稿を調整してきましたけれども、私が指摘してきた事項を先に答弁されてしまいました。今、正直困惑しております。

質問で指摘すべき事項がたくさんあったわけでありましてけれども、私がアドバイスした点について市側のミスを認めていただいたことはありがたい話なんです、質問

の流れが変わります。それによって質問項目の幾つかが喪失してしまうことが想定されますので、私としては議員の質問を妨害する行為に等しいと受け止めざるを得ないということをお願い申し上げます。

それでは、再質問させていただきます。決定したと思い込んでいたのは誰でしょうか。職名でお答えをいただきたいと思います。また、社会福祉施設に電話を入れる判断を下したのは誰なのか、こちらについてもお尋ねをいたします。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） ご答弁申し上げます。生活環境課の担当の職員ということでございます。個人名の答弁は控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 私は個人名は何っておりません。職名でお答えをいただきたいということで質問しております。いかがでしょうか。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） ご答弁申し上げます。生活環境課の職員でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） では、次の質問に入ります。減免ごみの取扱変更につきまして、社会福祉施設及び議会にどのような説明を行ってきたのかお伺いをいたします。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） ご答弁申し上げます。減免ごみの取扱変更につきまして社会福祉施設及び議会にどのような説明を行ったかでございますが、社会福祉施設への説明につきましては電話で変更となった結果のみを伝えてお願いをただけで、本来ですと変更に至った経緯等については市は丁寧に説明してご理解をいただいた後お願いするものでございます。説明が不十分でございました。また、議会に対しましても十分な説明がなされておりました。今後はこのようなことがないよう、適宜報告、説明をさせていただきますながら事務を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 私は、生活環境課窓口で管理職職員と2回会話をさせていただきました。要は2回窓口を訪れております。電話でも四、五回話しましたが、全くと言っていいほど今回の件についての説明は理解できませんでした。

指定ごみ袋使用を義務化することはごみを出す側にとってみればごみ処理の有料化になります。それなのに議会に対しては令和2年度だけではなく、本年度に入りましてからも4月及び5月に教育福祉環境委員会は開催されておりますが、会議録を確認

したところ報告はされておられません。十分な説明がなされていなかったのではなくて説明を怠っていた、最近多い答弁ですけれども、あるいは忘れていたというのが正直なところだと思われまます。

ここでちょっと話を整理したいと思います。私が減免ごみの取扱変更がどうも変だと気づいたのは4月9日です。社会福祉施設管理者の方から私の元に連絡がありまして、霞台のごみ処理施設が新しくなったことで、今年竣工しておりますので、ごみの受付方法が変わったのかという問合せがきっかけであります。

話の内容は、生活環境課に電話を入れたらば、社会福祉施設の減免対象のごみを霞台に持ち込む際には市指定の黄色の袋に入れないと駄目だと言われたということであります。私は霞台厚生施設組合の議員も兼ねておりますので、記憶をたどりましても、霞台の議会において減免ごみの有料化につながるような市指定ごみ袋の使用を義務づける内容の説明は霞台の事務組合からは聞いてございません。

そこで、ごみの搬入現場である霞台に直接電話を入れ確認したところ、制度変更はしていない、従前どおりという回答をもらいましたので、生活環境課に電話を入れまして、霞台側の回答である指定ごみ袋の必要性はないという回答を伝え、市民からの問合せに間違いがないよう見解を統一してほしいと伝えたところであります。これが4月9日の早朝の出来事です。はっきりと今も覚えております。その後、1週間が経過する中で、社会福祉施設、そして生活環境課双方から何も連絡が私の元にはありませんでしたので、取りあえずごみは順調に持ち込まれ処理されているものと思っておりました。

4月16日、常任委員会がありまして、市役所に来ましたので、念のためと思い、生活環境課窓口で1週間前に問合せた減免対象ごみの話をしましたところ、対応してくれた課長補佐は社会福祉施設からの電話を受けたのは私です。減免対象のごみは指定の袋を使用することになりましたと断言しましたので、私としてはただただびっくりというところでありました。

これまで減免、無料にしているごみを有料の袋に詰めさせる理由が全く理解できませんでしたし、利用者に丁寧な説明もしていない。利用者が混乱するので、霞台に確認して見解を統一してほしいと再び伝えまして席を後にしたところあります。その日の夕方、担当課長から私の携帯に電話が入りました。課長の話は課長補佐の見解と同じく、市指定の袋を使用してもらうことに決まった。決定したのは昨年6月16日の担当者会議であると説明を受けたところあります。ここまでは通告のほうにも記載させていただいております。

生活環境課は変更した、霞台は変更していない、これではサービスを受ける側が混乱するため、変更の有無はどちらでもいいから見解を統一してほしいということで霞台に確認し、何がどうなっているのか事実確認するよう3度目のお願いを担当課長に求めたところあります。それから、1週間たっても何の連絡もなく、私もやきもきして来てしまいましたので、多分4月23日ぐらいだと思いますが、生活環境課窓口に出向きました。対応してくれた課長の答えは相変わらず市指定のごみ袋使用という内容でありました。

私としましては、さきの臨時会における執行部の対応、説明不足の指摘にとどまら

ず、適格性を欠く事務、職員の不手際等が念頭にありましたので、管理職である課長と課長補佐が制度変更したとはっきりと私に対して断言している以上、目の前の担当課長を疑うわけにもいきませんので、議会に説明をしていない事実もあった中で、仮に私が今日のように一般質問したら部長は答弁できるんですかと問うと返事がありませんでした。

加えて、霞台から制度変更の文書が届いていますかと質問すると届いていませんという答えでした。では、市長には報告してあるのかと聞くと報告していないという答えも出てきまして、ただただあっけに取られたというのが私の心境であります。それならばと同じことなんですけれども、急ぎ霞台と調整して制度変更の有無を確認してくださいと再び担当課長に求めたところでもあります。

それから、1週間ほどしまして、こうなりますと4月末日ですが、担当課長から電話がありまして、次の質問にあるようなことになりました。今年度の取扱変更は見送るという電話連絡を私が受けたわけであります。私的には私が求めていたところでもありますので、結果が、一安心としたいところではありますけれども、果たしてこの判断と対応は正しいのか。私も元職員でありますので、およそ職員の立場から考えれば疑問を抱かざるを得ない対応と言わざるを得なかったわけであります。誰がどのような理由で今年度の変更を見送るとしたのか。そして、その対応は適切と言えるのかを質問させていただきます。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） 今年度の取扱変更は見送るという判断と対応につきましてご答弁申し上げます。本来決定に至らなかったごみ袋の取扱いに関し決定したと思込み、電話でお願いいたしました。再確認した結果、決定には至らず、今までどおりの運用となっていることから、該当する施設の方へ部内の判断で取り急ぎ従来どおりごみを搬出くださるよう電話で連絡をさせていただきました。

今回に関しましても取扱いに係る制度の変更を電話ではなく、文書にて丁寧に説明すべきところをございました。今後はこのようなことがないように、適切な事務の遂行に尽力をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 減免ごみの取扱いに関しまして制度変更は実際はなく、今までどおりの運用になっていることが分かり、部内の判断で福祉施設に電話したというような答弁をいただいたところでもありますけれども、しかし、これをそのまま受け入れることはできません。なぜならば、先ほど申し上げましたように、3日前の6月11日金曜日夕方の段階において示されていたのは部内の判断で電話をしたという回答であります。思込み、あるいは決定していなかったという言葉は一言も私には先週の金曜日までは示されておられません。

それどころか、霞台側に非があるような内容を答弁に入れようとしていることが伝わってきて、私を含め関係者から抗議を受けていたはずであります。そのため、事実誤認が分かって取扱いは従前どおりの電話を入れたとする先ほどの答弁はそのまま



ま受け入れることが私はできません。

次に、4点目であります。見解の相違解消に向けて生活環境課は霞台とどのような調整を行ったのか。具体的にご説明いただきたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） 見解の相違解消に向けて霞台とどのような調整を行ったのかにつきましてご答弁申し上げます。そもそも決定に至らなかった制度変更でございますので、霞台厚生施設組合側としては今までどおりの運用との見解でございます。作業部会等で行われた協議、検討事項が組織として決定に至るまでの確認、情報共有が不十分であったため双方見解の相違がございました。今後はこのようなことのないよう十分な情報共有に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 霞台との具体的な調整作業、確認作業の答弁を求めています。その点についてはご答弁をいただいていないようであります。事実誤認とはいえ、その事実を分からない段階におきましては生活環境課から霞台に対して何らかのアプローチ、調整をされたはずだと思いますので、再度どのような調整をされたのか。具体的な動きですね。こちらについてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） ご答弁申し上げます。回数はちょっと記憶にございませんが、電話で担当のほうの確認の作業を行ったと報告を受けております。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） それでは、先ほど作業部会等で行われた協議、検討事項について双方に見解の相違があったと答弁されておりますけれども、双方とは霞台厚生施設を指すのでしょうか。そうでないと困っちゃうんですけれども、私が見解の相違の相手方であっては困るんですが、まず霞台であるかどうかですね。もしそうならば責任転嫁も甚だしいと申し上げざるを得ません。

この次の質問で作業部会の位置づけに触れたいと思いますけれども、思い違いをした上、事実の確認作業を真剣に行っていなかったと思われる節がございます。ここに至っても霞台厚生施設に責任の一端があると思わせるような答弁を受け入れることは私はできません。どのような見解の相違が霞台との間にあったのか。具体的にご説明いただきたいと思います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） ご答弁申し上げます。昨年令和2年6月16日に作業部会が開催されまして、協議内容といたしましては減免適用の基本方針であったり、直接搬入ごみの処理手数料等に関する協議をしたと確認してございます。窓口での市民の声であったり、処理施設の現場の声であったり、より現実的な問題に対し様々な意見を出し合い、協議したものでございます。しかし、この段階での決定事項

ではございません。度重なる過ちにより関係各位にご迷惑をおかけいたし、深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 今、答弁いただいた内容は、次の質問の作業部会の協議内容を答弁いただいているんですね。私が聞いているのはどこに見解の相違があったのかです。要するに生活環境課としては決定をしたとずっと言い続けてきたわけであり、決定をしていないという霞台側の意見、これとの相違は何がどうなっているのか伺っているんですけれども、こちらについて再度お尋ねをいたします。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） ご答弁申し上げます。そもそも決定に至らなかった制度でございますので、双方、相手方、霞台厚生施設整備組合側としては今までどおりの運用との見解でございます。市としては、担当者が出席しました作業部会で協議された内容が決定には至らないのに決定したと思い込み、その制度で運用を市独自で開始してしまったという相違でございます。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） この場合は霞台は関係ないんじゃないですか。市職員側が勝手に決定したものだと思い込んで間違っただ対応、さらに間違っただ対応を何度もしていたというところが答弁であって、霞台との見解の相違があったのでという理由は、これはちょっと霞台をある意味侮辱していることにもなりかねないと思います。

これについては何度も霞台の名前を出すべきではないと事前に申し上げておりましたが、なぜかこの部分が生き残っているんですね。職員が勘違いしていたということは認めましたが、その次に来るその原因、霞台との見解の相違、あるいはそれぞれの意見が違ったというような表記をしているようでございますけれども、これはちょっと受け入れ難いです。

先ほど作業部会の協議内容に触れるような答弁をいただきましたけれども、同じ答えをもらっても致し方ありませんので、その次に行く質問をいたします。この会議、作業部会に出席した職員は誰なのか。名前は多分先ほどと同じで言えないでしょうか。どのような職階の者が会議に出席しているのか。これを明らかにしていただかないとこの先に行けないんですよ。質問が。よろしく願います。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） ご答弁申し上げます。担当課長と係員の2名と報告を受けてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 私もこの出席者を確認した際、これも本当にびっくりいたしました。課長が出席していた会議で決まっていない事案を決定したとして、その後、

社会福祉施設に連絡を入れた。私に対しては決定したと何度も何度も繰り返して回答をし、霞台に確認してくださいよと言ったにもかかわらず、回答はずっと同じだったという。これは一体どうなっているんですかね。不思議でなりません。

ちなみに私も霞台で確認しました。作業部会とは一体どのような会議なのかということで確認をしましたらば、これは霞台側から確認した事項ですね。霞台を構成する3市1町の課長級以下の職員による協議会となっておりまして、各種案件の整理を行い、改善策等を上部会に上申する役割を持っているということだと思います。作業部会の上部会議として部長級職員による調整会議が位置づけられており、さらにその上、最上位に正副管理者会議が位置しており、ごみ処理に関する全ての案件は正副管理者会議で決定する流れになっているということで私は理解しております。これが事実でなければそのように指摘していただければと思います。

よって、作業部会に決定権はそもそもないんですよ。これを分かっているだけで会議に出席していたとすれば、果たして職員としてふさわしいのかどうかという疑問を持たざるを得ません。決める会議でないところで出席して相談した内容で決まったと言っているわけでありまして、どうなっているのかと言わざるを得ないですね。

6月16日の作業部会で先ほど申し上げましたように決定したとする話は決定ではなく、職員レベルでそうしたほうがよいとする上申案件であり、考えをまとめたものだったと私は理解しております。課長には与えられていない決裁権を持って有料化に類する指定ごみの使用を求める電話をかけたというのが真相であって、私の問合せに果たして真摯に向き合うということがあったのか。非常に疑問であります。思い込みのまま霞台に責任転嫁するような答弁を作成したのではないかと私は感じております。

ここで驚くべき事実を紹介させていただきます。私が霞台でこの件について確認した際に霞台側で示してくれた内容であります。霞台側で記録している事案として、4月9日、先ほど冒頭申し上げましたが、私の元に電話が入った最初の日が4月9日です。この日、生活環境課職員から霞台に1本の電話が入っているという記録が残っていたようであります。その内容は福祉施設の持込み減免ごみが黄色の袋に入れないと駄目なのかと櫻井議員から確認されたけれども、ごみ袋は市指定の黄色である必要性はないので、よろしくお願ひしたいという連絡があったというんですね。

これ今私が発言してうんって何人かの議員さんが言っていますけれども、誰もがえっと驚くと思います。何を言っているんだと。この電話を霞台に入れた職員と作業部会の業務報告書を作成した職員は同じ職員と私は伺っておりますので、私自身なおさら訳が分からなくなりました。業務報告書を見て、もちろん課長は出席していたでしょうし、課長補佐は出席していないということだったので、作業部会の業務報告書を確認して決定したといずれもが思い込んでいたわけですよ。

でも、もう一方の当事者である職員、業務報告書を作成した職員は決定していないということを理解していたという前提で私の電話を受けて、私の意向をそのまま霞台に伝えているわけですね。ごみの持込みについては従前どおりなんですよと、よろしくお願ひしますと伝えていると。何が何だか訳が分かりません。

事業を進める際は上司への報告、連絡、相談を行い、組織としての情報共有を行

い、意思決定することは絶対条件として研修を行っているとは何度もこの議会でも説明を受けております。実際そのとおりだと思うんです。しかし、悲しいかな全く機能していないことが分かりました。その上、担当管理職は一般質問通告後、他者に責任転嫁していると思われるような答弁を私に示すに至り、私は改めてくださいと求めてまいりました。

結果、先ほども申しあげましたように、先週の金曜日夕方までは答弁は改めないと私に言っていたんですが、その後、冒頭申しあげましたように本日180度転換する答弁が示されております。しかし、ここに至っても双方に見解の相違があると先ほど答弁が示されましたように、組織としての在り方を考えるとこれはもうイエローカードからレッドカードに変わりつつあるのではないかと感じるところであります。

そこで、2点目の職務専念義務の認識についてお伺いをしてまいりたいと思えます。

地方自治法第30条、こちらの規定にございます職務専念義務をどのように認識し、職務に服しているのかをお伺いしてまいりたいと思えます。作業部会の位置づけ、そして会議内容を正しく理解できていない。職場内の情報共有がされていない。ごみの有料化につながる制度変更を議会に説明していない。これはもともと制度変更していませんので、本来するべきではないんですけれども、そう思い込んで対応している以上、本来は議会に説明していないこと自体もおかしいということになります。

また、私の議員としての要望行為に全く耳を貸していなかったのではないかという感じがいたしております。同様に、市長の許可なく制度変更連絡を社会福祉施設に対して行っております。それも、新年度に入って電話であります。これはおわびが先ほど部長のほうからございました。上司に対して報告を怠ったのではないか。危機管理能力が全くないという、ないないづくしであります。

生活環境課職員の対応の数々でありますけれども、自治体職員として、地方自治法第30条の職務専念義務に照らしてどのような感想を持たれたか。生活環境部長、そして総務部長にも答弁を求めたいと思えます。

○議長（池田正文君） 生活環境部長・鈴木君。

○生活環境部長（鈴木利勝君） 職務専念義務をどのように認識し、職務に服しているのかにつきましてご答弁申し上げます。地方公務員法に規定されておりますとおり、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないものとなっております。

本件におきましては作業部会での協議内容が決定に至っていないにもかかわらず決定したと思ひ込み、さらに説明責任も十分に果たせていなかったものと認識してございます。今後はこのようなことがないよう職務に当たってまいりたいと考えてございます。度重なる過ちにより関係各位にご迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げる次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。私のほうからは理念的なことになるかと思ひますが、地方公務員法上の職務専念義務についてのご答弁をさせていただきます。職員の職務専念義務につ



きましては、議員ご指摘のとおり地方公務員法第30条におきまして、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれを専念しなければならないというふうに規定をされているわけでございます。

また、第35条におきましては、職員は法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないというふうに規定もされてございます。

これらの職務専念義務に関する地方公務員法の規定は職員の服務全体に通じる基本原則というふうになるわけでございますことから、総務部としましてはこれまで入庁時における第1部課程研修ですとか、また主幹主任級職員が受講する第2法の研修ですとか、全職員が受講する公務員倫理研修などの研修を実施してきていますとともに、随時庁内周知などで意識の徹底を図るなどの取組を行って、職員一人一人がこれらの基本原則を十分理解した上で業務に当たるようというふうに努めているというところでございます。

しかしながら、今回ご指摘のような状況があったということであれば大変不適切な対応と言わざるを得ないというふうに考えてございます。このことから、総務部といたしましては職員の教育及び指導についてより徹底して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 総務部長からは自治体職員に課せられている職務専念義務の定義と総務部としての取組について答弁をいただきました。また、生活環境部長からの答弁では職務専念義務を果たして合致していなかったというようなことでのおわびもございました。ただ、先ほども申し上げましたけれども、霞台との情報共有が十分ではなかったとして霞台に責任転嫁するような名残が答弁にも残っていることは甚だ残念であります。できれば訂正していただきたいと思うくらいであります。

私としては今回いろいろと情報交換を職員とやる中で感じたのは、生活環境部長にも部下職員から適宜情報が入っていなかったのではないかと思われる節もあり、私としてはお気の毒と申し上げるしかございません。情報共有の在り方と報告、連絡、相談、この重要性を理解できない、実行できない職員の暴走とも言える行為を防止するにはどうしたらいいのか。総務部に大変難しい宿題が出たのではないかと感じておるところであります。申し訳ないですけれども、総務部長には今年1年ご検討いただきたいなと思っております。

今回の質問の表題にあえて自治体職員と表記させていただいた理由を述べさせていただきます。国家公務員に対しまして市職員は地方公務員という形で分類されております。そのレベルを表しての地方公務員とやゆする言葉であったという部分もよく言われております。地方の公務員。ただ、地方分権が叫ばれて久しい現在、地方の公務員ではなく、自立した団体の職員としてふさわしい気概と誇りを持って職

務に当たっていただきたい。そういう思いで今回自治体職員という言葉を変更して表題に載せさせていただいたわけでありませぬ。自治体職員に求められる資質と対応、こちらを十分に意識して仕事をしていただきたいと思ひます。

今回減免ごみに対する事案では、職員個々の考え方や資質が大いに問われる対応が明らかになったわけでありませぬけれども、一方で組織としての石岡市役所を見てもみますと陣屋門の問題しかり、空き店舗補助金問題しかり、老朽化した市民会館の更新計画未策定の中での突然の使用中止、教育委員会の違法の随意契約問題、これは今日先輩議員、同僚議員がしっかりと質問されておりませぬ。最近ではイベント用山車の製作でも私としては非常に残念な対応が繰り返されておりませぬと感じざるを得ませぬ。根本的な要因は多分同じではないかと思ひます。

そこで、組織としての対応についてお伺ひしたいと思ひます。既に先ほど申し上げたように一般質問においても繰り返し質問が出ておりませぬ。あるべき組織論が指摘され、答弁されておりませぬけれども、今回の事案に触れて改めてどのような所見を持たれたか。これは申し訳ないですけれども、総務部長にお尋ねをせざるを得ませぬ。よろしくお願ひします。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。総務部といたしましては先ほどご答弁申し上げましたとおりございまして、職員一人一人がそれぞれの職場におきまして地方公務員法で規定する職務専念義務の基本原則を理解した上で職務に当たっているという認識をされているわけございませぬが、担当部局内ですとか部局間におきまして必要な情報は常に共有しておくこと。それと、外部からの依頼を受けたことに対しましては速やかに対応すること。それと、上司に対する報、連、相を十分に行うこと。事務事業の意思決定の際には上司の了解や決裁を伺うこと。こういった基本的なことを怠ると市民に不信感を抱かせるとともに、市民に不利益となる結果を招くということにつながりかねないというふう理解してございませぬ。

様々な課題が生じている中で、私どもも適正な事務の執行については法令遵守の条例もできておりまして、そういった中で不当要求ということだけではなくて、市民の方、議員の方から要望が寄せられたものに対してはきちんと記録をして上司まで報告するということは本当に基本中の基本でございませぬ。そういったことを怠っているという状況があることに対して非常に残念で仕方ないというふう思ひてございませぬ。

そういった中ではございませぬが、職員一丸となって改めて取り組んでいければというふうに考えてございませぬ。この後また私どもでこの対応についてはいろいろ検討を重ねまして改めていければというふうに考えてございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ありがとうございます。総務部長の決意も伺うことができました。

最後に市長に、市長も多分びっくり仰天だと思ひます。というのは、私の質問に対

しての答弁調整の段階では全く違う答弁で市長は了解していたはずですので、今日私と生活環境部長とのやり取りの答弁が事前のものと全く変わっていることに驚かれていますのではないかと思います。私としましては組織としての対応、これは市長にお伺いせざるを得ませんので、市長のほうでお考えがあればご答弁をいただければと思います。

○議長（池田正文君） 市長・谷島君。

〔市長・谷島洋司君登壇〕

○市長（谷島洋司君） 組織としての対応についてお答えいたします。るる議員からご指摘がありましたとおり、職場における情報の共有や報、連、相の徹底、意思決定の際には決裁などで上司の判断を仰ぐといったことは職員の服務において基本的な事項であると考えております。職員一人一人がよい緊張感を持ち、自分たちの業務に責任感を持って適切に業務に当たることができるよう、私自身がリーダーシップを発揮して組織としての対応を図ってまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、議員からご指摘がありました不適切な点、あるいは疑念を抱く点、それにつきましてははっきり明確にしていくよう対応を指示してまいります。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） よろしくお願いをいたします。本来であれば4月9日の電話の問合せの1週間後、常任委員会で私が窓口を訪れた際、そこまでは致し方ないと思います。ただ、その後きちっと対応していれば、議会の一般質問に耐えられるのかという私のほうからの申入れもあったわけでありますから、今日の質問は実際のところはなかったということであります。もう本当に小さなことなんですよね。気づきがあれば誤解もありませんし、今日のこの一般質問もなかったわけであります。そのところにちょっと気づいていただいて。原点に帰って仕事をしていただくということだけはお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。八郷運動公園の管理運営についてであります。

八郷運動公園は男女を問わずスポーツを愛する多くの方が個人、あるいは団体で健康的な汗を流しております。コロナ禍の中におきましては、感染予防に向けた努力を施設も利用者も求められています。そうした中、スポーツを楽しみ、心身の健康維持増進を図りたいという利用者の声にどのように応えていただけるのかをお伺いしたいと思います。

1点目です。公園内に設置されている大時計が動いていないという声が再三出ておるようでありますけれども、原因と修繕についてどのような対応を考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（池田正文君） 教育部長・豊崎君。

○教育部長（豊崎康弘君） お答えいたします。ご質問の大時計ですが、八郷運動公園の農業者トレーニングセンター北側の壁に設置してある時計のことかと思っております。こちらの時計につきましては昨年度に利用者からの指摘もあり、時間の遅れが出る現象を確認しております。

原因につきましては装置の老朽化に伴うもので、対処には装置の更新が必要となり

ます。その後、一時期遅れる現象が見られなくなったため、様子を見ることといたしました。再び時間が遅れる現象が出たため、随時職員で対応をしてまいりましたが、本年度4月頃からその時間の遅れが大きくなり、職員での対応が難しく、現在は停止させていただいております。

今後の対応についてですが、当初八郷運動公園の大規模改修に合わせて修繕を予定しておりましたが、状況から見て予算措置等を含め検討してまいりたいと思います。以前八郷のプールの外にも1つ外側の時計があったんですが、それも故障ということで撤去してございます。今回外側の2つ目の壁にかかっている大時計も故障ということで、外で運動するスポーツの方々には時計が確認できないということですので、そういった面で予算措置を含め検討してまいりたいというふうに思います。利用者の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、いましばらくお待ちいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 前向きな答弁をいただいたと感じております。

それで、先ほど遅れた時計について職員が対応していたという答弁ですけれども、職員は具体的にどのような対応をされていたんですかね。要するに遅れるたびに時計を正確に戻していたとか、あるいは別な作業をしていたとか、具体的にどんなことで時計の遅れを改善するようなことをされていたのか。もしお分かりでしたらお尋ねしたいと思います。

○議長（池田正文君） 教育部長・豊崎君。

○教育部長（豊崎康弘君） 改善といいますか、その遅れた分、5分程度遅れているということを確認すれば、事務所に大本の機械がございまして、それを合わせて調整をしていたということで、その場その場の調整ということでございます。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 分かりました。相当昔から同じ時計が使用されてきたと思いますので、本来であれば遅れ始めた段階でもう次の時計、あるいは部品の交換というものをしっかりといただければよかったですと思いますけれども、今後については予算措置も含めて検討するという答弁がいただけましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。

公園内の施設を利用する際の使用料でありますけれども、周辺自治体では高齢者利用の場合、年齢条件を定め、一部減額や無料化としているところがございまして。スポーツ大会で近隣施設を利用する際に不公平感を生じるという意見も出ています。年齢条件を設定しての使用料の減額及び無料化に向けての見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（池田正文君） 教育部長・豊崎君。



○教育部長（豊崎康弘君） お答えいたします。八郷運動公園につきましては平成29年度から有料となり現在に至っており、70歳以上の市内利用者に対して、減免につきましては八郷総合運動公園のプール、石岡小学校屋内温水プール、石岡市海洋センタープールについて利用料の免除をしているところでございます。周辺自治体につきましては、高齢者に対し一部の施設を減免している市町村があることを確認してございます。

ご質問の年齢条件を設定して使用料の減免及び無料化についてでございますが、使用料に関しましては受益者負担が原則ということになりますので、市民全体の公平性を考慮しなければならないものも現状ではあります。しかしながら、スポーツ推進計画にもありますように、高齢者が健康で生き生きとした生活を送れるよう健康体力づくりの関心を深め、スポーツの習慣化が図れるよう早い時期に検討してまいりたいというように考えてございます。

以上です。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） よろしくお願ひしたいと思ひます。特に八郷総合運動公園につきましては高齢者の方々が管理のほうも自主的にお手伝いされているというようにも伺っております。そうした中で、減免につきましては以前からそういう申入れがあったと聞いておりますので、高齢者の方々の利用に関してでありますので、なるべく早めに行うことなら決定してあげてほしいと思ひます。元氣なうちに減免をうまく使ってさらに活発な活動ができるようにということをお願ひしたいと思ひます。

では、次の質問に入ります。契約業務の改善についてであります。

随意契約における問題が多数指摘されたのを受けまして改善に向けた取組が進められているようでありますけれども、効果ある改善になっているのか、疑問な点がございましたので質問させていただきます。

まず、1点目です。随意契約に際して見積り聴取を3者以上としておりますけれども、同種契約案件が複数生じる場合、見積りを求める業者の選定はどのように配慮されているのかお伺いをしたいと思ひます。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。随意契約や入札に係る案件につきましては、価格の妥当性を確認するため参考見積書を3者以上聴取するよう周知をしているところでございます。参考見積書の聴取につきましては入札参加資格者名簿の中から聴取するよう指導を行っておりますが、聴取する業者の選定は各担当課の判断に委ねているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 各担当の判断であるという答弁をいただきました。さきの予算特別委員会で先輩議員が施設清掃委託、管理委託業務に関する予算額が年々増加し

ているという指摘をされておられます。事実予算額の伸びは驚くような数字が分かったところであり、複数の部で同一業種の同一事業者に対して見積聴取を行っているというように思われますけれども、石岡市全体としてその情報を管理していないため、適正価格を予定価格に設定できているのか疑問に思うところでもあります。

業種によっては施設単体での委託契約ではなく、部を超えた近傍施設複数を一括で委託契約する、あるいは契約情報を一元的に情報管理できる仕組みを構築し、職員が確認できるようにすることでより適正な入札及び契約が担保され、コスト削減を図る工夫も可能になるのではないかと思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。適正な設計価格の算定につきましては、今、課長補佐級で構成します入札制度改善検討委員会幹事会というものがございまして、参考見積書の結果を全庁的に共有する仕組みづくりですとか、業務箇所が異なっても同種業務であれば共通した単価を検討するなど、そういった議論を重ねているところでございます。

議員ご指摘の契約情報の一元的な情報管理につきまして、より適正な入札及び契約が行えますよう今後も調査研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） よろしくお伺いいたします。

次に、2点目ですね。見積りを求める際に担当課において仕様書を作成することになりますけれども、専門的な知識、経験の少ない職員に任せ切りになっていないのか。現状をもし把握されておるようであればお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。契約事務につきましては担当の個人だけではなく組織で行うべきであるというのは当然のことだと思っております。各担当部署において起案者から部長まで、部全体で組織的に取り組むものであるというふうに考えてございます。議員ご指摘のような状況であれば、総務部としましては適正に取り組むよう指導を徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） サービスの多様化による担当すべき業務が複雑かつ広範囲になっている現状の中で、経験が少ない若手職員から管理職まで組織全体で技術者や専門知識を有していない部署もあるようであります。

総務部が適正な取組を求めても、その能力がそもそも各部に備わっていないところでもあり、言われたからすぐ対応するというわけにはいかない現実が存在しております。担当課ばかりに対応を求めるのではなく、契約検査課としても困っている職員の

後方支援策を考えていただき、適正な契約事務に向けた市全体としての対応を行う必要があると思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。参考見積書の聴取など、契約事務に関しましては主に係長以下の職員を対象にした研修会というのを行ってまいりました。今後課長や課長補佐に対象を広げて研修会を行ってまいりたいと考えてございまして、課全体で契約事務に取り組む体制づくりを構築してまいりたいというふうに考えてございます。

また、総務部としましては、研修後におけます実務フォローアップにつきましては八郷総合支所やその他の出先機関への支援といたしまして担当課と契約検査課の相談窓口をグループウェアにより構築してございまして、相談しやすい環境づくりに努めているところでございます。今後も職員の能力向上と担当課への技術的支援を継続して実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 次の質問に入ります。契約の目的と効果の判定は誰がどのように検証するのかについてお伺いをしたいと思います。

こちらの質問は、契約に際してその目的と効果を発揮するために、事前準備としての仕様書を作成することになりますけれども、この仕様書で契約の目的と効果を発揮できるものなのかの判定という部分と、契約後に業務が完了したことを受けての完了検査により目的と効果を判定するという両面があると思います。事前の想定が妥当なのかどうか。契約行為完了後の判定についても併せてお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。まず、契約以前の仕様書段階におけます契約の目的と効果の判定でございまして、担当部局職員により行われるのが当然ながらそうだと思いますが、契約形態や金額等に応じまして関係部の合議により確認しているところでございます。

契約完了後につきましても契約形態や金額に応じまして担当部局員立会いの下、契約検査課が完了検査などを行い、確認をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 物品納入契約では仕様書に基づく性能が確認できれば検査に合格するということになるとは思いますけれども、実際に使用してその効果を判定するのは担当課職員であり、場合によっては利用者としての市民の目線、感想の場合もあるかもしれません。いずれにしましても、市職員が仕様書作成の完成度を高めませんと契約の目的とその効果を十分に発揮できないと思います。

今回この質問を提出するに至った経緯を申し上げますと、今、石岡市は見積りを3者以上取るということが契約検査課から各部、課に通達されておりますので、見積書

の聴取の乱発が起きているのではないかというのが業者の感想です。

その示された仕様書ですね。どのような作業をしてほしいのか、あるいはどのような物品が欲しいのか、その仕様書が業者の目線からいくと業者ではとても理解できないような内容のものも幾つか散見されるという話を承っております。石岡市のレベルが下がってしまったのではないかと業者さんもおられました。

そういったことから言っても、仕様書を作る際、あるいは先ほど同僚議員のほうからも実施設計が非常に大事だというようなお話もございましたけれども、まさにそのとおりで、きちんとしたものをまず課なり部なりの中で検証してつくっていただかないと、およそその仕様書が実際には何の役にも立っていないものをつくる、あるいは購入するというようなものも私が調べたところ幾つか見受けられました。

私はあくまでも素人ですので、ネットに載っている計算式等で計算しましたところ、担当課のほうの確認が甘いのかどうか分かりませんが、ちょっとこれではその能力を発揮できない、目的が達成できないのではないかとと思われるものもございましたので、この点の対応策はどのようなものがあるか。なかなかちょっと厳しい質問であるとは思いますが、お伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。議員ご指摘のとおり契約の目的とその効果を発揮するためには精度の高い仕様書の作成が大変重要であるというふうに考えてございます。その根底にございますのは、自分たちの業務を遂行する上で何を達成するのかということを中心に考えた中で、こういった仕様が必要かということは当然ながら考えるべきでございまして、それができていない中で業務発注をしていくということは本当にもう目的を達成できないという状況になってくるかと思っております。

そういったことで、仕様書の精度を高めるための対応ということでございますが、昨年度においてでございますが、設計書ですとか仕様書作成の研修会を実施いたしまして、職員の能力向上を図っているというところにも取り組んでまいっております。また、今年度も研修会や決裁文書の審査によりまして担当職員の仕様書作成能力の向上を引き続き図ってまいりたいというふうに思っております。

また、やはり研修、座学だけではどうしても理解できない、習得できないという状況があるかと思うので、職場に帰ってから実務的に職場内できちっと上司がそういった研修をOJTとして実施するということが大変重要なことだと思っておりますので、そういったことにも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 各方面での対応ということで総務部長に答弁をいただきましたけれども、市長にお伺いいたします。入札、あるいはその契約行為に関してはいろいろな問題が今期定例会でも一般質問として出されております。そうした中で、専門的な知識を有する職員が少な過ぎるのではないかと指摘もございました。

一方で、そういった研修をしてそれを補うというような答弁もあるようであります



けれども、先ほど申し上げましたように、業者さんのほうは石岡市のレベルは一体どうなっているんだろうという話が、ちまたでは交わされているという話を聞きますと非常に私としては残念だという気がしてなりません。事件、事故があった後を受けての今ちょうど過渡期といいますか、いろいろな制度改革をしている中で混乱している状況もあるとは思いますが、市長におかれてはどのような改善策を考えているのか、あるいは対応していくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（池田正文君） 市長・谷島君。

〔市長・谷島洋司君登壇〕

○市長（谷島洋司君） お答え申し上げます。契約の目的を達成するためには組織的に取り組むことが重要であると認識しております。議員の皆様から事務執行に関する厳しいご指摘をいただいております。市政をあくまで市政者としてその責任を痛感しております。責任の所在を明確にし、様々というか、ありとあらゆる手段を講じながら事務の改善に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 市長が先頭に立って改善をしていただき、これは当然でありますけれども、職員のほうも本来の職員としてのあるべき姿を考えていただき、先ほどもちょっと冒頭も触れましたけれども、職務専念義務であったり、公務員としての公平、公正、中立、これをしっかり意識した中で契約業務に当たっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。